

平成25年度 都市計画審議会

日 時	平成25年10月1日(火) 14:00~16:00
会 場	市役所北館4階 教育委員会室
出席者	<p>会 長 近藤勝直</p> <p>委 員 羽尾良三, 工藤和美, 武内達明, 中島かおり, いとうまい, 福井美奈子, 山村悦三, 帰山和也, 阪出裕昭</p> <p>事 務 局 岡本副市長, 宮崎技監, 林都市計画担当部長, 青田上下水道部長, 東都市計画課長, 山中下水処理場長, 岩崎下水道課長, 米村下水処理場課長補佐, 白井都市計画係長, 灰佐下水道工事係長, 生友都市計画課係員</p>
会議の公表	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開</p> <p><非公開・部分公開とした場合の理由></p>
傍聴者数	なし

内容

1 議事

(1) 委員出席状況報告・会議の成立報告

(2) 署名委員の指名

(3) 議 題

1) 諮問事項

諮問第85号

阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)下水道の変更(芦屋市定)

都市計画芦屋市公共下水道の変更について

2) 説明事項

阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)地区計画の変更(芦屋市決定)

都市計画南芦屋浜地区地区計画の変更

3) 報告事項

南芦屋浜(潮芦屋)地区のマリーナ(フリーゾーン)土地利用の

市民意見募集について

(4) その他

○事務局(東) それでは、定刻を過ぎておりますので、ただいまから芦屋市都市計画審議会を開催させていただきます。私は、本日の審議会の進行役を努めさせていただきます都市計画課の東でございます。よろしくお願ひいたします。会議に先立ちまして、まずお手元の資料のご確認をお願いしたいと思います。事前に送付させて頂いております

「資料」と、本日お席の方に、「会議次第」、「諮問書の写し」、「出席予定者名簿」、それから当日配布資料といたしまして「下水道の変更の説明資料」以上をお配りさせて頂いておりますが、揃っておりますでしょうか。本日の議題につきましては、会議次第にご致しますように、1番目に諮問事項、2番目に説明事項、3番目に報告事項とさせて頂いておりますが、2番の説明事項と3番の報告事項が相関する内容となっておりますので、3番目の報告事項を先に説明させて頂いて、それにより円滑に議事が進められると思われまますので、2と3の順序を変更し、説明を行わせて頂きたいと思っております。それでは、近藤会長様、ご挨拶と引き続き、会の進行をよろしくお願いいたします。

○近藤会長 皆さんこんにちは。今日からもう10月ということですが、まだなかなか衣替えというわけにはいきませんが、ぼちぼち朝夕ぐらいはちょっと過ごしやすいなという感じはしてるんですけども、まあそんな時節でございます。今日はお集まり頂きましてありがとうございます。それではまず会議の公開につきましての取り扱いでございますが、本市の情報公開条例第19条におきまして、一定の条件の場合で委員の3分の2以上の多数により非公開を決定した場合を除き、原則公開としております。この一定条件とは同条例第19条の第1号で、非公開が含まれている事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する時、第2号では会議を公開することにより、当該会議の構成または円滑な運営に著しい支障が生じる場合にと規定されております。本日の議題につきましては特に非公開とする内容ございませんので、公開ということにしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、本日は公開ということにさせて頂きます。

本日、傍聴者はどなたか来ておられますか。

○事務局(東) ございません。

○近藤会長 では、早速議事の方に入ってまいりたいと思っております。まず会議の成立について、事務局からお願いいたします。

○事務局(東) 11名の予定でございましたが、1名の方が遅れておりますので、現在10名ということで、14名の内10名の参加を頂いておりますので、過半数を超えておりますので、会議は成立しております。よろしく申し上げます。

○近藤会長 次に、会議録の署名委員の指名をしたいと思っております。帰山委員と工藤委員にお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に議事(3)の議題に進ませて頂きます。本日は、先ほどご案内がございました、諮問事項1件と、説明事項1件、報告事項1件の3件でございます。できる限り円滑に議事を進行させて頂きたいと思っております。

○近藤会長 それでは、まず1)の諮問事項としまして、諮問第85号阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)下水道の変更(芦屋市決定)ということで、事務

局からご説明願います。

○山中下水処理場長 下水処理場の山中といいます。よろしくお願ひします。座ったままで説明させていただきます。お手元に2枚ホッチキスでとじたものが配布されていると思ひますけれども、下水道の変更の説明資料ということで、下のほうに図が入ったものになりますけど、これで説明させて頂きたいと思ひます。説明は事前審と重複するところがあると思ひますけれども、その確認と、前回ご質問頂いておりますので、その部分についてご説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

まず、1番の「下水道の変更」ということで、「(1) 変更あり(汚水)」とありますけれども、トイレ、台所、風呂などの生活污水が、計画処理人口と汚水量原単位の減少により、若葉町の芦屋下水処理場で高度処理が可能になりましたので、下水道の変更をさせて頂くものです。(2)に変更が無い部分ということで、雨水と書いておられますけれども、合流区域からの雨水は、下の図にもありますけれども、当初の「計画時」と今回の「変更後」においても芦屋下水処理場(本場)で対応しており、本場といいますのは「本場、分場」という言い方になっていますので、若葉の下水処理場のことをここでは本場と言わせて頂いておられます。排水能力については、雨水について変わりません。合流区域、分流区域を問わず、人口の変動による汚水は、全体の処理人口と処理水量に反映されておられます。下の図を見て頂きますと、左側に晴天時と右側に雨天時の流入量と処理量についてお示しをさせて頂いておられます。まず一つの枠が「計画時」ということで、当初は本場と分場を使いまして高度処理をするという予定をしておりました。晴天時には汚水が、仮定の数字として5ということで挙げさせて頂いておられますけれども、晴天時、生活污水が5入ってきます。それにつきましては本場で高度処理をするということで、4の部分について若葉町の下水処理場で予定しておりました。それと陽光町にあります分場であとの部分、1の部分について処理をするということですので、それが雨天時につきましては、右側にいくんですけども、生活污水が5入ってくることに対して雨水が5入ってくることによって10。その10につきましては、本場に全部入ってくるわけですが、雨水の5につきましては雨水ポンプで5の部分を出します。本場で雨水4と、分場に送りまして、1を処理するというので10という予定を、平成9年の時にさせて頂いたというのが流れになります。今回変更後ということで、本場だけで処理ができるということで、晴天時を見て頂きますと、汚水量が減少したことにより、4入ってくるということについては本場で汚水として4出すということで、分場は破線で書いておられますけれども、使用しないということで対応ができるということです。右側の雨天時につきましては、汚水が4入ってきて、雨水が5入ってくるということによって9入ってきます。それにつきましては、本場に全部入ってくるわけですが、雨水の分については5排出しますし、あと汚水の分については4処理ができるということで、こういう変更があったということです。

前回、雨天の時にどうなるかというご質問があったと思ひますけれども、図の上下

を見て頂きますと、計画時の雨天時、上側は、そういうことでは、雨水を5出して本場で汚水を4出して、分場で汚水を1ということを用意しておりましたけれども、下の変更後の雨天時のところを見て頂きますと、雨水5は変わりませんし、本場で汚水4を処理することも変わりませんので、分場の用地が下水処理場用地として使わなくてもよくなったということです。前回のお問い合わせの中であったのが、雨天時に汚水4が例えば5になった場合、それから雨水5と書いてあるところが6になった場合はどうですかというご質問がありましたけれども、それにつきましては、その下側の変更後の雨水が5というところが6になりますし、汚水が4というところが5で、その元々設計されている余裕幅の中で処理ができるということになります。

次のページに~~い~~って頂きまして、「具体的な変更について」ということで(1)南浜幹線は、若葉町の芦屋下水処理場から、陽光町の分場に送水するための管渠として、布設の計画をしておりましたけれども、それを取り止めるものです。ですから今は現存しておりません。(2)の分場ですけれども、これにつきましては下水道用地に使用することを今回取り止めるものです。

3番、「下水処理場と処理区について」ということで、(1)として芦屋下水処理場は、芦屋処理区の汚水を高級処理しております。今回の変更は、高級処理よりも水質が良くなる高度処理が芦屋下水処理場で可能になったものです。(2)、南芦屋浜下水処理場は、南芦屋浜処理区の汚水を、高度処理を現状でもしております。ですからそれぞれの下水処理場はそれぞれの処理区の汚水を処理するというを書いております。

4番、「計画処理人口について」ということで、「平成22年6月、第4次芦屋市総合計画(原案)」と「南芦屋浜地区開発事業に関する基本協定」に整合させまして、下水道計画目標年度の人口を97,600人としており、南芦屋浜を除いた人口を芦屋下水処理場の処理人口88,600人とさせて頂いております。

それから次のページに~~い~~きますと5番に「汚水量原単位について」ということが書いておりますけれども、ここに書かれているのは、水道水などを使用したあとに汚水が入ってきますので、それを汚水量原単位としているというを書いております。その文章を読みますと、日平均汚水量は、過去5年間の上水道給水量と井戸水使用量の実績値を生活汚水とし、地下水を加え算出しています。日最大汚水量は、日平均330リットルを変動率0.75で割戻した440リットルに地下水90リットルを足しまして、530リットルとしています。汚水量の日最大を日平均で割ると約30パーセントの余裕があります。人口とか原単位による汚水量が増加した時にそれで対応できるということを考えております。前回ここでご質問ありましたけれども、何人までの人について対応できるかということについては、88,600人に1.3倍したら10万人を超えますので、その人口までは対応できると判断しております。

それから、6番の「改修計画について」ということですが、高度処理化の改修は、補助事業で施工しますので、重複施工により補助対象外にならないように下水道

施設の維持管理や更新を行う必要があります。高度処理の目標の平成37年度を目途に、約10年前から計画を進める予定です。日常的に流入する汚水を処理しながら工事をするため、新設する時よりも長期に工期がかかると考えております。

7番、「今回の下水道の変更について」ということで、芦屋下水処理場で高度処理できると判断させて頂いたことによって下水道の変更を今回させて頂くことを考えております。

以上で説明になるんですけども、あと資料のほうで、新たに付けさせて頂いておりますのが、11ページに下水道の協議で兵庫県から異存がない旨の通知を頂いております。それから12ページになりますけれども、縦覧を平成25年7月18日から7月31日までさせて頂きましたけれども、その結果を添付しております。ご意見としては頂いておりません。説明は終わりました、ご質問頂いていた事についても、説明に漏れがありましたら後からご指摘頂ければと思います。以上です。

○近藤会長 諮問内容につきましては前回十分にご議論頂いたので今日は省略頂いたということと、県からの回答があったということ、および、それから縦覧の結果、縦覧者及び意見者数共ゼロであったと。それから前回いろいろ宿題を頂きまして、疑問点等あったことに対しまして別添資料で再度ご説明頂いたということでございます。これで解りやすくなったかどうか分かりませんが、何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

○羽尾委員 先般、台風のちょっと前の時に結構集中豪雨があつてですね、アンダーパスなんか雨水が結構溜まって、それがために通行が、一時的ではありますが、不可能になったという事象がありましたね。それから、ちょうど同じ時に、私の個人的な経験なんですけど私の住まいの下水もですね、外側を流れてます側溝からの逆流がありましてですね、風呂場やあるいは下水と繋がっておる管から逆流してきたと、そういう事象がみられたんですけど、あの災害を見ると、雨水の量が、あの時はかなりの雨水だったように思いますけれど、そういうのもやっぱり下水道を所管されてる芦屋市の改善目標点にはなるのではないのかなという気がいたしておりますが、その辺はいかがなんでしょうか。そういうことで、結構あちこちですね、あの時は浸水がありまして、特にマンションの管理業者に聞きましたら、西宮から芦屋にかけてあちこちから緊急の通報があつて対応に非常に追われていると。だからあなたのところのマンションには今日は今すぐには行けませんというような連絡もあつて、結局最終的には来られなかったんですけどね。そうこうしているうちに雨量が減つてですね、ほとんど浸水しかかったんですけども、たまたまあの日は日曜日だったかと思いますが、家の者がおつたので、それを食い止める、防御できるような点もありましたからなんとかできたとも思うんですけども。下水道というのはあんなことになるのかと、私初めての経験だったので大変驚いたんですけどね。雨水への対応とかね、前にも神戸のほうの川で集中豪雨があつたことが、この審議会でも若干話題になったと思うんですが、ああいう短時間の集中豪雨に対する対策というのか、これも下水道の行政の役割

なのではないかというふうに思っております。その点何か付け加えてご説明があれば承りますし、そういうことがあったということだけ申し上げておきたいなと思っております。

○近藤会長 雨水の幹線で、オーバーフローがあったという話、それからその時にいわゆる今回の議題であります本場はちゃんと処理できていたのかという2点でお答え頂きます。

○青田上下水道部長 8月25日の大雨と9月16日の台風を比較して頂くと非常に分かりやすいのではないかと思います。8月25日確か午前10時あたりの雨量というのは、瞬間的な雨量でかなりの降雨となりました。実際に対応が、現在のところ芦屋市内の下水道というのは5年に1度の確率の雨に対応できるようになってます。これは近隣市と比べますと、大体60パーセントから70パーセントがその整備率なんです。芦屋市は96パーセントを超えてますので、その意味では長時間の雨については対応ができるような状況にはあります。ただし短時間の雨量に対しましては、やはり側溝から溢れるということについては、今のところではどうしようもないところなんです。ただ、手をこまねいているというわけではありませんで、今後10年に一度の確率の雨に対しましても整備を進めているところでございます。具体的にはやはり、できるだけ老朽管を更新の際に管渠を広げるとか、効率的な流し方をできるだけ研究しながら整備していくということなんです。いかにせんかなり費用がかかるという状況ではございます。それから先ほど比較しました9月16日の台風の時ですが、これは長時間降る雨でございました。ですからこれに関しては、25日の雨と比べますと被害はさほどではなかった。8月25日の被害につきましても、他所と比べるとなんとかこれくらいで済んだのかなという印象を持っておりますが、あと下水処理場の能力なんです。8月25日の状況は予測をしながら処理場をまわしたことによって、大東ポンプ場は一番雨が集まる場所なんです。4台の内最初の2台はすぐに稼働するんですが、あとの2台、4台フル稼働しまして、無事に排出できたということです。それから現状を見ますと、やはり短時間に降雨があったということで、側溝からかなり溢れた水があったんですが、あとの短時間で排出できたということは、処理能力については全然問題がなかった。それから次の台風の際の処理場の能力ですが、これも短時間で、1時間もかかっていないような状況で、雨水として流すというような形ですので、ポンプ場の能力は十分な能力があると考えております。ただし、短時間の分については側溝から溢れるのと、逆流という現象が起こりますので、これは総合的な対策として、やはり雨水をどこかで貯めるとか、浸透柵をもっと積極的に設けるとか、そういうところの対策が必要ということです。これは都市部にあっては全て同じような現象で、昔ですと農村が多かったわけですから、田んぼとか畑で雨水が貯められたという状況だったんですが、これがもうどんどんすぐ流れるという形ですので、ゆっくり流すということを国土交通省も考えてるところなんです。これに向かって市も整備するとしていきたいということでございます。補足しますとそういう

こととございます。

- 羽尾委員** 鉄の蓋に空いてる穴から噴水のごとくに水が上に噴出すと、こういう現象まで見られたのでね、どうもやっぱり短時間の雨には弱いんだなあ。芦屋のこの地形からしても結構勾配があるのでそのままストレートに、舗装率も高いですからね、即、側溝に水が集中して、おっしゃるとおり降った雨を貯めるような貯め池のような機能が全くどこにもというか、ほとんど無いのが実状ですから、ある程度やむを得ないのかなあという気はいたしました。今のご説明で結構です、ありがとうございます。
- 近藤会長** どの町も共通の課題なんですけど、国交省とかの統一的な方針とかはないんですか。
- 青田上下水道部長** 国交省のほうは、できるだけ雨水の浸透枳を各個別の家庭に設けるとか、それから公共施設とかで一部大規模な貯留槽を設けているとか、そういうことをやっているところがあります。それからやはりできるだけ合流式でなく分流式を進めていくというところですね。ただ抜本的な解決となると、東京都なんかは昭和30年代とかでは、元々雨水をゆっくり流せていたところが一気に流れるという現象ですので、そういう統計的には古い統計しか無いですが、都市部共通の悩みというところではあります。長期間の雨については耐えられる部分はかなり整備が進んできていると思いますが、短時間の瞬間的な雨量に対しましては対応ができない。平たい言い方で申し訳ないですけど、デパートに50人横一列でバツと来られると入りきれないんですけれども、5人が10列でずつと行くと順々に流れます。一度に降ると、それはどうしても側溝の能力をオーバーしてしまうという現象になりますので、このあたりについてが、悩みということではあります。
- 山村委員** 下水と側溝いう話ですけども、上の方では下水と側溝と分流いうんやったかな。まだ一時当局のほうでも、下水と雨水の分流いうことをどンドンする話を聞いたことあるんやけど、まだほとんどそういったことは進めてないんですか。
- 岩崎下水道課長** 分流化の計画はあるんですけども、まだ実行には移しておりません。予定では一応28年度ぐらいから、比較的、岩園の部分でまだ合流が残っておるんですけども、そこから手をつけていこうという計画は持っておりますけども、実際の動きとしてはまだ動いておりません。
- 山村委員** まだ財政とか厳しいところですから、そういう分流という方式であれば、そういうような場合、溢れることがないだろうと思うんですけども。
- 武内委員** 3つぐらい教えて欲しいんですけど、この説明資料2ページですけども、2ページの3の(1)のところでも高級処理よりも水質がよくなる高度処理ということで、高級処理と高度処理というのが、できた水の良さっていうんですかね、水質の。そういうことかどうかわからないんですけど、それを教えて頂きたいのと、その下側のほうですけども、計画人口をそういうふうに想定された時に、先ほど奥池は処理場があったけれどもやめたと、そういうことですけども、奥池の人口が少ないからか、それだけ逆に負荷としては奥池分が処理場のほうに来たわけですので、そのへんは無視

できるぐらいか、その処理水量の減少、一人当たりの処理水の減少によって吸収されてしまったのか、そのあたりと、それから3ページの表の中ですけれども、地下水という表現で90リットルというのが入っているのが、これは漏水によるものかそれとも、例えば井戸水で散水してそれが処理水のほうに来るのか、その3つぐらいを教えてくださいたいんですけども。

○山中下水処理場長 高級処理といいますのは、まず1次処理というのが簡易処理になりまして、汚水が入ってきますと浮くものは浮かす、沈むものは沈めてということである処理の仕方が簡易処理になります。その後に活性汚泥法といいます、汚泥の中に微生物がいますから、それに酸素を与えてその微生物によって汚泥分を吸収させて下に沈めて上澄みがきれいになるまでが高級処理になります。高度処理といいますのは、その中に含まれている、高級処理をした後に窒素、リンが入ってますから、それを除去するというのが高度処理になります。それは、大阪湾に放流をしているわけですから、そこで赤潮ですとか青潮とかいうのが、窒素、リンを含んでおきますと、排水水によって富栄養化といいますか、栄養分が高まりますから、それを除去するために窒素とリンを除去しようというのが、処理の仕方になります。その目標が平成37年度までにしなさいというのが設定されているわけです。あと奥池のほうということで、奥山の下水処理場を廃止しまして、その後若葉の下水処理場に統合させて頂きましたけれども、今お示しさせて頂いている人口とか排出原単位というのは、その分も含んでのことで計画はさせて頂いております。3つめに地下水ということですけども、そこで生活污水と書いてあるところが上水道の給水量と井戸水の使用量になりまして、地下水と書いてありますのが不明水といいますか、浸透して入ってくるというような水になるわけですから、その意味です。

○武内委員 そしたらね、南芦屋浜にある子どもなんか遊んでいるところがありますよね。あそこの処理水言うのは先ほどおっしゃられた窒素リンを省いたものか、もっと違う方法でやっているのかということと、もう1点の漏水によるものかということだったんですけど、その辺はやっぱり何かやらんとならんのか、それともある程度は継目なんかでしょうがないものか、ちょっとその見解とその二つを再度お願いします。

○山中下水処理場長 南芦屋浜下水処理場のところでお子さん達が水遊びで利用しておられますけども、それは2ページの3番の(2)のところに南芦屋浜下水処理場と書いてますけど、同じ高度処理をしています。窒素とリンを除去して。ただ、それをそのまま使うのではなくて、南芦屋浜下水処理場で膜処理というのをします。膜処理というのは、よく水道水に浄水器とかついてますね、ああいうものの大きい版になりますけれども、それで膜処理をしてさらにきれいな水にしてせせらぎで使っています。

○岩崎下水道課長 地下水という表現で不明水という説明をさせて頂いたんですけども、これにつきましては生活排水、先ほど場長が申しあげましたように、水道水、それと地下水のくみ上げ等を除いたものを不明水という扱いにしておりますけれども、原因としましては下水道管の老朽化した目地、それと民地から入ってる取り付け管の接合

部分等々からの地下水等の流入が主な原因と考えております。管路の改修とか敷設替えの時には、今そういうジョイントがしっかりしたものの部材等に取り替えて一応対応はしていておりますけれども、ゼロに近づけてはおるんですけれども、ゼロになることは難しい状態と思っております。

○**阪出委員** 今のことに関連して、不明水というので地下水を見ているんですけど、工事を完成した時に、水がじゃじゃ漏れているとかそういうもんじゃ全然ないんですよ。工事を終わった時はちゃんと全然漏水もないようなことで、当然芦屋市の下水の方は検査されてやるんですけれども、一つは年月が経つ、下水管というのは50年使いますんで、その間に漏れてくるのもあるし、一番大きいのは雨が降った時とかに、家庭の桝のほうから入ってくる場合があるんですよね。例えば敷地の中で水がちょっと溜まったらそこに流れたとか。そういう施工不良でそういうふうになるんじゃないくて、そういうふうな汚水量も見てですね、下水の管渠を決めるためにやってるものですから、なにも最初からじゃじゃ漏れでやってるわけじゃないですから、それだけ誤解の無いように。

○**青田上下水道部長** 全て下水管で受けたらそれが一番いいんですけど、そういうわけにもいかないという事情があるんですね。確かに岩崎が申しましたように、芦屋はかなり普及が早かったわけですから、老朽化が進んでますので、新しいものに切り替えたいというのが、一応順次やっているところなんですけども、いかんせんそこまでなかなか追いつかないというところがあります。不明水についてはやはり委員がおっしゃったように全てが下水管を流れると言う訳ではありませんので、そのあたりについては誤解の無いようによろしくお願ひしたいと思います。

○**帰山委員** 今回頂いた資料の1ページ目で、汚水が、原単位の関係で、例えば5から4に減るということで、分場を使わなくてもやっていけるというご説明を頂きましたけれども、例えば今の不明水になるのかどうか分かりませんが、例えば本来污水管であるべき管に雨水が入ってしまう。要するにそこは分流の区域であるのにそういう現象が起こるといふ、こういうことが起こると当然汚水が増えてしまうと、要するに雨が降ったら汚水が増えるという現象に直結するのがね、そういった時に今の計画でいけるのかなと思ったんですけど。それはどうなんですか。具体的に言いますと、岩園はまだ合流地域ということではわかるんですけど、三条について、あの辺りはもう分流になっていると思うんですけど、芦屋川のところ、特にガード下抜けた所に汚水のマンホールがあるんです。あそこマンホールはボルトで閉められているんですけど、蓋のその穴からですね、かなり水が吹き上げる、噴水のように吹き上げるということですね、雨が降った時にそれが起こるんですね。ということは汚水のところに雨水が入っていったら。まあ素人考えですけどそう思うんです。で、どうも調査をされたようなんですけど、なかなか原因がわからないというようなことを聞いたことがあるんですけども。その関係でこの今の考えが、計算が合うのかなと。

○**山中下水処理場長** 污水管の中に雨水が入ることになりましても、若葉の下水処

理場で、水処理を優先して処理をしておりますので、その能力を超えて入ってくるということは、通常の状態ではないです。ただ、ゲリラ豪雨でありますとか、その時には汚水の処理能力を超えて入ってきますので、それにつきましては雨水ポンプで別途排水するということになりますので、そこも含めて処理はできているということになります。

○**帰山委員** 要するに大量に集中的に降った場合は、汚水であっても放流してしまうと、せざるを得ないという理解ですか。

○**山中下水処理場長** それにつきましては、市内の住宅浸水でありますとかを防止するために強制的に排水をするということは下水道法で認められていますので、そのやり方でさせて頂いております。

○**帰山委員** なかなか原因がつかめないというところが一番困ったことだと思うんですよ。ですから、これからもし仮にどんどん分流を進んでいったとしても、そういう不明水というか、汚水にも雨水が入ってくるということが続いてしまうと分流の意味がなくなってくるので、そのあたりまた十分に原因究明をして頂きたいというふうな要望になりますけど。

○**武内委員** 先ほどお答えの中で、28年ごろから合流改善をやるというふうなことを言われておられましたけども、平成28年いったらもうすぐなんですよ。そういうことで、もう一度その辺を確認したいと思ひまして、その質問なんです。

○**岩崎下水道課長** 芦屋市内合流区域が分散してあるんですけども、先ほど申しましたように岩園町に合流区域が一部あるんですけども、そこについては宮川に捌け口が確保できやすいということで、その部分を今考えております。ただJRから南につきましては、地形的なものとか、捌け口の問題がありまして、今のところ具体的な案は全く持っておりません。で、28年度から岩園町地内に調査に入っていこうという計画は持ってあります。実際、ご心配になっております施工については、それから何年か後に施工と考えております。

○**いとう委員** ご説明を頂きまして今回の諮問事項としましては、幹線の計画をしていたけれども、それをやめますよということと、その処理場の予定地を使用取り止めるということが、諮問されてると思うんですけども、この跡地の利用、今後の利用方法についてなんかは諮問事項には入っておりませんが、芦屋市の都市計画審議会として、何かご説明を頂いたりだとか、そういうことは必要でないのでしょうかね。

○**林都市建設部参事** 前回説明させて頂いた後、会長のほうからも「まとまった土地をいつまでも企業庁が持つてるとは限らないですね」というようなことを言っておられまして、芦屋市としましては、できるだけまとまった土地は確保したいという考えで、その時お答えさせて頂きました。議会のほうには一定、この南芦屋浜の処理場用地の活用方法については説明のほうさせて頂いておりますけども、ここはあくまでも都市計画審議会、今回、処理場用地の都市計画の網を外すということでご審議をお願いしてまして、審議会に今後どうするんだということについては、用途を変えない以

上は特にご諮問を頂くようなことにはならないと思います。必要に応じて説明はさせて頂きます。そのような考え方でお願いいたします。

○中島委員 一点だけ確認させて頂きたいのですが、お考えをお聞きしたいことがありまして、12ページのですね、今回の計画の縦覧の結果というのがあるんですけども、それについてはどのように考えておられるのでしょうか。

○山中下水処理場長 広報なりホームページに掲載させて頂きましたけれども、ホームページのほうのアクセス数が44件ということになります。見られてはいるんですけどもご意見を頂いていないということになります。

○中島委員 ですから、結局は関心が無いよねというようなところが示されてるのかなと思うんです。特にご意見がないというところで、それについてどのようなお考えをお持ちかなっていうのを、もうちょっと教えて頂けたらと思ったりしたんですけども。

○山中下水処理場長 44人の方が見ておられるということになりますので、その中でご意見を頂いていないというのは、こうして欲しいという要望が無いという受け止め方になるのかなと感じますけれども。

○中島委員 頂いてる資料の6ページのところなんですけど、これからの日程表というようなことが書いてあるんですけども、今回のこの件に関しましては、今後、周知というのか、広報というのか、そういったものについての必要性みたいなものについてはどのようにお考えでいらっしゃいますか。というのも、今回の件は内容的には難しいということもありますし、特にすごく大きな話題があるわけでも多分ないので、関心が無いという部分があるのかと思うんですけども、今回もですし、また前回の都計審におかれても皆さん少し質問に出たとおりですね、最近大雨だったり台風だったりということに対して、ゲリラ豪雨なんて言葉が普通に使われるぐらいのことになってますよね。そういったことに関しては非常に関心があると思うんですね。それと、今回のこの計画が関連するよねっていうのが、なかなか市民の方には難しいこともあるんでしょうけれども、そういう関心はあるわけですから、それに対しては今後、必要以上に危険性をアピールする必要も無いとは思うんですけども、やはりそういったニーズに対しては、今までとは違った方法で取り組んでいかなくはない時にきているし、また、やろうとはされていることも多少承知はするんですけども、そのあたりのところはどうだったのかなということをお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

○山中下水処理場長 今回、縦覧にあたって皆さん方へのお知らせというのは、この文章にもありますけども、「陽光町における芦屋浜下水処理場の分場及び本場と分場を結ぶ下水管渠に係る計画を廃止するものとし、下記のとおり縦覧します」という内容でさせて頂いております。これを読まれてという話になりますけれども、今おっしゃいましたゲリラ豪雨という部分でのことではありませんので、この度生活汚水が減少することによって分場用地を下水道用地として使わない扱いとなりますから、そういうことではゲリラ豪雨とは切り離れた部分でのこととなりますので、そういった意味で

ご意見が無かったのかなと思います。

○中島委員 確かにおっしゃっていることはそうなんですけど。ただ、今後こういったことに対して、だから全く知らせなくてもいいよということにはならないと思うんですね。なので、今までのやり方とは違った意味で、たまたまゲリラ豪雨という話をしましたけれども、そのあたりの、これからどうなっていくのかといったところですね、市民の方というのは関心があるわけですから、今回のことはこれとは直接関係がないから除けておいていいよということではないんじゃないかなというような、問題提起みたいなことをさせて頂いたので。そういうふうに言い切られてしまうと、今までと同じようなやり方でいいと思われてらっしゃるのかなあとと思うと、ちょっと残念かなと思ったりもするので、市民の方々の関心に合わせて、決して別のものではないよと、そのあたりも工夫をしながら、今までのやり方だけで特に意見が無かったから、じゃあそれに対して何もしなくていいのかといったら、そうじゃないですよということなところで、聞かせて頂いた次第でございますので、よろしくお願いします。

○山中下水処理場長 今後については、ホームページ等にも他市の事例も参考にしながら補強できたらと考えておりますので、今頂いた意見も取り入れることができたならなと考えます。

○近藤会長 下水道で対応するのはまた計画、施工で時間がかかるので、またハザードマップ等の見直しも含めて、総合的にやっぱり市民にそれを広報していくということで、要は安心して頂けるということですね。

○山村委員 過去にもちょっと言ったことあるんですけど、平日の雨水はいいんですけども、ゲリラ豪雨とかそういう集中豪雨なんかです。よく東京のほうでも雨水枡というのを利用して、地下とか路面の浸水を防ぐという方法をやっておられるところがあります。それがたまたまシーサイドの話だけちょっと取り上げたことがあったんですけどね、例えば雨水枡をね、補助金して、天気予報で豪雨が降るっていったら空っぽにしといてもらったら、例えば市民がたくさん取り付けてくれたら、それはそれとして効果があるのかなあと思ったりしながら。当時は雨水を水道水の利用とか、雨水枡で散水ぐらいは、水道水もつたいないから雨水枡で利用したらどないやいうふうなことやったんですけども、今のように豪雨となってくると、雨水枡という、大きなドラム缶を、東京のほうでは各家庭とか一般に据えていると思うんですよ、土地の低いところですね。だからそういう雨水枡というのを各家庭で散水用に利用してもらおう。大雨の警報が出たら空っぽにしておいて、降り始めたら溜めるということにしてもらったらいいかなと思ったりね。もう一点、最近マンションなんかにも、建設する時に雨水のパイプに穴あけてみんな地下へ入るようなことされてますわ。そんなも含めて、マンションなんかの時はそういうふうなかたちで指導しているんだろうと思うんですけども。できるのであれば、例えばここに書いてあるように、5の雨が4にでもなれば、それはそれでそういう効果があるのかなと思ったりもします。将来の話でございますけれども、そういうことも考えて頂いたらいいかなと思いま

す。

○岩崎下水道課長 今、委員にご指摘受けたことなんですけども、俗にいう浸透枮、宅内のトレンチ管ということをおっしゃってたと思うんですけれども、500平方メートルを超えるマンションとか、開発の時点で、今現在、そういう浸透枮とかトレンチ管を入れる手法は取っております。開発業者等と協議しまして、一定面積以上あるところは比率をいまして、それを整備していくことは続けております。それと雨水貯留タンクですけども、今日の審議委員であります中島委員からの発案で、昨年度から助成制度というものを始めました。24年度に35件申請を受けていまして、35器付いた状態でございます。あともう一つ街渠枮、とういうのは道路上にある集水枮ですけども、その浸透化というのも23年度から始めまして、今はもう2300を超える数をつけております。対象個数ですけども、2万から2万1千ほどございまして、それを順次、約10年ほどかけてやっていくという計画をもっております。今現在もそういうことを進めております。来年度くらいから一度その浸透の検証ですね、街渠枮に対しての検証等を行っていかうと考えております。

○山村委員 質問ではないけど、私のところの家も補助金でたら、一斗缶、それを雨水タンクとして据え付けたいなあとという、私個人の希望なんですけども。これを庭の散水なんかにも使えれば、水道代なんかも安くあがるし。そんな意味です。市民の方々に宣伝して、たくさん付けることによってそこからいろんな意味で多少は効果があるかなと。

○帰山委員 今回のこの下水道の変更によって、分場の東隣の用地がいらなくなったということで、そもそもその高度処理の用地として取得されたということですけど、ちょっと過剰だったのかなと、広すぎるという思いがあるんです。その辺はどういうふうにお考えですか。

○山中下水処理場長 その当時の判断になりますけれども、その当時の人口とか排水量、あるいは処理の設備の規模の大きさですね、例えば高度処理するために滞留時間が何時間要るのでそれに見合った施設を造ろうとすると、1.8ヘクタールの分場用地を確保する必要があったという判断をさせて頂いたものによります。

○帰山委員 南芦屋浜の処理場ができて、その中でも、先ほどおっしゃった高度処理もあれば、更には膜処理もあるというなかで、かなりその部分もコンパクトにできてますよね。だからその時点でね、隣の用地でまた高度処理をするとおっしゃった時に、要するに南芦屋浜の分場のね、もうひとつ十分できるような土地があったわけですよ。だからその辺をもう既に、時代遅れというか、時期を逸してたというような感覚もあるので、その辺を今後の都市計画の中で、やはり過剰に取得してですね、まあいい場合もあるでしょうけど、その分市民負担ということもあるでしょうし、その後のいろいろな処理、別の目的で使っていくかってことについてもね、いろんなことで課題が出てくると思うので、できるだけ予測を正確にしてね、土地取得のほうもして頂きたいというふうに思います。

○近藤会長 その他はよろしゅうございますか。それではご意見も出尽くしたということでお諮りしたいと思います。諮問案どおり答申するということについてご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。異議なしということで、諮問第85号につきましては諮問案どおり答申するということに決定いたします。

それでは、次の議題に入りますが、冒頭事務局よりご案内ございましたように、3)の方を先にご説明頂いてから、2)の説明事項に入っていくという順番でお願いいたします。

○白井都市計画係長 それでは、3番目の報告事項になりますが、南芦屋浜(潮芦屋)地区のマリーナ(フリーゾーン)土地利用の市民意見募集について、説明をさせていただきます。都市計画課の白井と申します。よろしくお願いたします。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

それでは、事前にお配りしております資料で、インデックス③が、この度実施いたしました、市民意見募集についての内容となっておりますのでご覧下さいませでしょうか。資料でございますが、表紙となっておりますところを1枚めくって頂きまして、28ページから35ページまでとなりますが、こちらにつきましては、前回の都計審でも資料としてお配りをさせて頂いております、市民意見募集の内容についてでございます。その次から36ページ以降が今回の意見募集の実施結果の集約、それから意見の要約とそれに対する市の考えということでまとめております。

それでは、はじめにこの度の市民意見募集の結果について、まず概要から説明をさせていただきます。資料の36ページをご覧下さい。この度の市民意見募集の内容につきましては、前回、7月4日の審議会でも意見募集実施前の説明をさせて頂いたところがございますので、内容は省略をさせて頂きたいと思いますが、まず、市民意見募集の提出状況といたしまして、意見募集の期間につきましては、7月12日から8月12日までの1ヶ月間ということで行わせて頂きました。その間の意見の提出者数については、58人ということでしたが、提出者の居住場所につきましては、南芦屋浜地区にお住まいの方が57人、その他の市内にお住まいの方はお1人という内訳になってございます。なお、ここには記載をしておりますが、その南芦屋浜地区にお住まいの57人の方のうち、56人がフリーゾーンに隣接しております高層建築物に居住されている方からの意見提出となっております。

次に、頂きました、ご意見の内容についてでございますが、2番目の土地利用及び土地利用を進めるために必要な都市計画の(案)に対するご意見ということで、結果の集約をしてございます。ここでは、意見募集での土地利用案の内容に基づきまして、主だった4つの項目について、賛成意見および反対意見の人数を集約し、表にしてございますが、表の左側から順に申し上げますと、まず「にぎわいとなる商業施設の土地利用」につきましては、賛成のご意見が25人、反対のご意見が21人、あとの12

人の方は特にご意見がなかったという結果でございます。次に、「ホテル等の滞在型施設」に対するご意見としましては、賛成が17人、反対が18人、意見なしが23人、また、「用途地域等の変更」につきましては、賛成意見が6人、反対意見が2人、意見なしが50人となっております。最後に、「建築物の最高高さ40メートル」に対するご意見につきましては、賛成が2人、反対が34人、意見無しが22人という結果でございました。

続きまして、ご意見の中にごございました、主な提案や要望についてでございますが、この度の市民意見募集につきましては、自由にご意見を記載して頂く方式としておりましたので、多様なご意見、ご要望を頂いておりますが、ここでは希望される施設等というような形で取りまとめをしております。ご覧頂いております資料のページのところでも、その要望されるものや人数を記載させて頂いているのですが、恐れ入りますが、ページをめくって頂きまして、資料の38ページをご覧下さい。こちらが、今、ご説明をさせて頂いております意見募集の概要について、表とグラフにしているものがございます。内容や数字につきましては先ほどのページと同様のものとなっておりますが、こちらで右下の部分、土地利用の要望や提案のあった内容のところでも、希望される施設等についての集計をしておりますので、こちらをご覧頂きたいと思っております。人数につきましては複数意見での集計となりまして、一人の方が複数のご要望をされていた場合には、それぞれに一人としてカウントをしているという形でございますが、主なものとして、件数が上位のものとしましては「公園・緑地・憩いの広場」、次に「ホテル等」、それから「物販・飲食店等の商業施設」というものがございまして、それぞれ割合にすると2割前後ですが、これら3つで全体の中の過半数を超えているという状況となっております。反対に「何もいない」というご意見もございましたが、それにつきましても、ここで項目として集計をさせて頂いております。簡単ではございますが、ご意見の結果の概要につきましては以上でございます。

恐れ入りますが、再度資料の36ページをご覧下さい。続きまして、4番目のところになりますが、この度のご意見についての「市の考え方と今後の進め方」ということで説明をさせて頂きます。

まず、基本的な考え方ということにつきましては、前回の審議会での説明と重複する部分もございますが、この度、意見募集を行いました、フリーゾーンに関しましては、芦屋市都市計画マスタープランの中では、南芦屋浜のまちのゾーニングにおいて、「ヨットハーバーを配置したマリーナの周辺部は、フリーゾーン、マリーナ、センター施設、商業・文化交流施設等によって構成されるにぎわいゾーンとして位置付けます。」としています。

また、マリーナ・フリーゾーン用地の土地利用方針においては、「海洋性レクリエーションゾーンとしてマリーナが整備されることに伴い、カフェやレストラン、物品販売店などマリーナ関連施設のための用地として活用し、都市部に近接する貴重な海洋性レクリエーションの場として、ホテル等にぎわいとなる施設の誘致により、海を

取り込んだ活気のある都市空間の形成を目指します。」としておりますことから、この内容に沿った土地利用が可能となるよう、今後、用途地域等を変更しようとするものでありますが、加えて、制限として考えております、建築物の最高高さにつきましては、前回の市民意見募集におきまして、ランドマーク的な高層建築物への反対意見が多数を占めた結果を踏まえ、今回、地区計画により制限を設けようとするものでございますが、これにつきましては、周囲にも一定の高層建築物が存在することから、周辺との調和を考慮し、今回市の案として、40メートルの高さ制限を設けるものとさせていただきます。この高さにつきましては、今回の意見募集で頂いたご意見に関しましては、結果の概要の中でも説明させて頂きましたように、前回同様、今回も高層建築物への反対意見が多数ございました。しかし、これにつきましては、既に周辺に同程度の高さを有する建築物が複数存在していること、それから先ほど述べました、都市計画マスタープランにおける土地利用方針によりまして、さらに厳しい高さ規制を設けるということは困難であるというように考えておりますが、今後の進め方といたしましては、市民の方から頂きましたご意見につきまして、企業庁へも結果として伝えさせて頂き、今後予定しております事業提案競技の審査の中で、できる限り地元の意向を反映し、進めて頂くよう協議を重ねてまいりたいと思っております。と、させて頂いております。

このような考え方に基つきまして、続きまして、ご意見のありました主な内容とそれについての個別の市の考え方をまとめておりますので、説明をさせていただきます。恐れ入りますが、資料の39ページをご覧ください。横向きのページになりますが、表の真ん中以下の部分で、提出意見の要約と市の考え方ということで、左端の区分のところに、土地利用案に関する意見としまして、ここでは、先ほど概要の中でも説明させて頂きましたが、ご意見の中にありました、要望する施設などについての市の考え方を、41ページまでにわたりまして記載させて頂いております。基本的な考え方といたしましては、先ほどより申し上げておりますように、都市計画マスタープランおよび、潮芦屋プランにおける土地利用方針などに合致する施設であれば、誘致は可能ということで考えさせて頂いておりますが、それ以外のご意見などで主なものにつきましては、説明をさせていただきます。

まず、番号の①のところで、「公園・緑地・憩いの場を希望」ということで、こちらが先ほども申し上げましたように一番多いご意見という形でございましたが、これにつきましても、市の考え方といたしましては、表の右側に記載をしておりますが、南芦屋浜地区では県企業庁の潮芦屋プランに基づいて、計画的に都市施設が配置され、公園や緑地、人口ビーチなどが整備されておりますので、ご意見のごございました公園等の整備につきましては、南芦屋浜地区においては、既に整備されております、総合公園・潮芦屋緑地・南緑地等によって充足されているという状況ですので、フリーゾーンにおいて、新たに大規模な公園施設の整備というのは必要ない、というように考えております。

次に、資料の40ページになりますが、④の部分で「駐車場を希望」という意見が7人ございました。これにつきましての市の考え方といたしまして、集合住宅に必要な駐車場の台数や規模につきましては、施設の規模等に応じて、まちづくり条例や駐車場附置義務条例によって確保されるということになります。なお、この駐車場のご要望については、ザ・レジデンス芦屋スイート、こちらが隣接する高層建築物でございますが、こちらの駐車場需要ということでのご意見を複数頂いておりましたが、こちらにつきましては現在、駐車施設の増設計画による解消案が示されており、敷地内でご対応頂くというのが基本ということになります。

次に、⑤の「今のままでよい、何も要らない」という意見につきましては意見数が6人ございました。こちらについての市の考え方といたしましては、これも、都市計画マスタープラン、潮芦屋プランでの方針ということになりますが、商業系の土地利用として「海洋性レクリエーションゾーンとしてマリーナが整備されることに伴い、カフェやレストラン、物品販売店などマリーナ関連施設のための用地として活用し、都市部に近接する貴重な海洋性レクリエーションの場として、ホテル等にぎわいとなる施設の誘致により、海を取り込んだ活気のある都市空間の形成を目指します。」それから「マリーナの良好な景観と調和に配慮した滞在型施設など、マリーナを中心としたまちづくりに寄与する施設誘致を行い、活気あふれるにぎわいゾーンの形成を目指す。」としておりますことから、これらの方針に基づいた土地利用を目指していくこととしておりますので、まちづくりの推進や景観上・維持管理上からも、現状のまま未利用地として残すことは不適切というように考えております。

続きまして、資料の42ページをご覧ください。左端の区分でございますが、滞在型施設に対するご意見ということで、ホテル等の滞在型施設についてのご意見ですが、⑩が不要とのご意見で、意見数で18人ございましたが、逆に⑪で、希望される方も17人ございました。これにつきましての、市の考え方といたしましては、まず、ホテル等の滞在型施設については、都市計画マスタープランおよび、潮芦屋プランにおける土地利用方針に合致するものでありますので、今後、県企業庁が実施する事業提案競技で事業者からの提案があれば、ホテル等滞在型施設の誘致は可能と考えます。また芦屋市では滞在型施設も少なく、建設可能な場所も限られておりますことから、南芦屋浜のマリーナの都市機能や関係商業施設の活性化を図る上でも、フリーゾーンでの滞在型施設も視野に入れた事業提案募集が行われることは適切であるというように考えておりますが、事業者の選定にあたりましては、運営、管理等の事業計画についても適確に審査がされるよう、県企業庁に要望してまいります。

続きまして、左端の区分として、次の、建物の規模・高さに関するご意見でございますが、⑫の部分になりますが、意見数として34人ございまして、内容といたしましては、「高さ40メートルに反対する」、「これ以上中高層建物はいらない」、「低層の建物にしてほしい」というご意見ですが、このご意見の主旨といたしましては、高さの規制を設けることに反対ということということではなく、できるだけ低い建

物にしてほしいというものでございました。これにつきましての、市の考え方といたしましては、先ほど、基本的な考え方の中でも説明をさせていただきましたが、当初の案として、既存施設（ザ・レジデンス芦屋スイート）までの高さを基本とするという県企業庁の考えに対しまして、前回、平成21年度の市民意見募集でのご意見の結果を踏まえまして、一定の高さに抑える制限を設けること等について協議を行ってまいりましたが、都市計画マスタープランにおける土地利用方針の実現および、周辺建築物の現況から、高さの制限としましては40メートルが妥当であるというように考えており、今回の案とさせて頂いております。なお、この度の意見募集による高さに対するご意見については、今後、県企業庁が実施する事業提案競技の選考にあたりまして、マリーナ周辺の景観や環境に十分配慮がされるようにということで、県企業庁に要望をしております。

続きまして、次のページになりますが、資料の43ページをご覧ください。ここで、その他の意見としておりますが、⑬で、「景観に配慮した建物を希望」「眺望を害さないで欲しい」ということで、建物の景観についてのご意見として、19人ございました。これにつきましての、市の考え方でございますが、芦屋市では都市景観条例に基づき、景観に大きく影響を与える建築物等については景観アドバイザー会議において個別に事業者および設計者と協議を行い、景観の向上に努めております。また南芦屋浜地区は、「景観に配慮した海に親しむまちづくりを目指す」とする景観形成地区に指定しておりますので、これも先ほど同様、事業提案競技の中でということになりますが、景観形成地区における、景観形成方針・景観形成整備計画の配慮事項に基づきまして、景観形成の上においても優れた事業者の選考が行われるよう、審査基準等について協議をしております。

ご意見の要約についての市の考え方ということで、主なものにつきまして説明をさせて頂きました。市民意見募集の結果につきましては以上でございます。なお、只今説明をさせて頂きましたように、様々なご意見、ご賛成頂いているもの、それから反対のご意見というところもございますが、最初に概要説明の中でも申し上げましたような、市の考え方でございますので、都市計画の内容といたしましては、意見募集に記載しております、市の案の内容のとおりとさせて頂きまして、今後、用途地域等の変更や、後ほどご審議頂きます、地区計画の変更を行わせて頂きたいと考えております。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○近藤会長 ただ今の市民意見募集の結果等につきまして、ご質問なりご意見なりお願いいたします。

○工藤委員 意見提出者が先ほどの説明であったように特定の場所の居住者に極端に限られておまして、データとしてというか、意見として見ると非常に偏ったものになっていて、どうしてもその部分で非常にバランスの悪いものになってしまっていると思うんですが、そのへんどうしようもなかったのでしょうか。これをどう活用していくかも少し丁寧に考えないと、これをこのまま企業庁に出していいものなのかというのも、

お話を伺っていても、これをベースに出してしまうには抵抗があるなど思うんですが、そのあたりどうお考えですか。

○東都市計画課長 今回の意見募集につきましては、前回企業庁さんがこのフリーゾーンの部分も含めた意見募集をされましてですね、それを踏まえて芦屋市としてこのフリーゾーンをどう活用いくかということで、40メートルなりいろいろなものの規制を決めた中で、芦屋の案といたしまして再度意見募集させて頂いたという経緯の中です。前回の意見募集も北側の高層の建物の方の意見がほとんどでございましてね、意見募集という性質上、一番その影響がある方からの意見が集中してしまうというのは致し方がないかなと。

○工藤委員 もう少しこの西側が、もう少し出てもいいような気もするんですけど、あまりにも極端なので、どうしようもないのかなというふうに思うんですが。

○東都市計画課長 自治会なりにご意見はありませんかと聞くこともできないことは無いんでしょうけれども、南芦屋浜全体で自治会組織があるわけでもありませんし、西側についても基本的には商業施設をかんでの話になってくるので、そういうことで、あまり影響がないというのもございまして、意見をお出しになるというところまでは至らなかったということですので、意見募集という性格上致し方がないかなとは思っております。

○林都市建設部参事 参考までに、ホームページのアクセス数は470を超えているんです。そういった意味では、他の地区の方も見られてるのかなというふうに感じました。パブコメはどうしても、先ほども申し上げましたとおり、直接関係ある方からの意見がやっぱり多いというのが仕方ないかなと。

○近藤会長 この56人のレジデンスの人はみんな南向きの人ですか。そこまではわからないですか。

○東都市計画課長 南向きの比較的低い階の方だろうと。逆に高い階の人はむしろ宿泊施設等ができることを要望されているようです。

追加の情報といいたいでしょうか、資料の35ページの参考資料③というところで、こういう建物、ボリューム的にこんなものというのと、規制の内容というのが、アッパーでこの赤線の中で容積にかなったものが建つということで書かれております。その左側といいたいでしょうか、北側がボートヤードの予定地、約2,100平方メートルとなっておりますけれども、意見募集が始まった以降ですね、予定されておる事業者とお話される中で、ボートヤードとしての需要といいたいでしょうか、事業としてボートヤードとしては不要だという結論が出たみたいですね。つきましては今後進められる事業コンペにつきましては、このボートヤード予定地も含めた土地で事業コンペをしようかなというふうに企業庁が思っておるみたいですね。ただこういうふうに意見募集をしてですね、「建物については赤線の中ですよ」ということを謳って意見募集しておりますので、建物そのものはこの赤線の中で計画して頂くという条件で事業コンペを行うというように確認できておりますので、合わせて情報を提供させて頂きたいと思っております。

それと、先の都計審の中で、25ページのA3の横長の図で、フリーゾーンのところで、護岸の部分で太くなったり細くなったりする線の部分をございまして、この太いところはなんなんだという問い合わせを頂いて、多分そうだと思いますがということで、階段部分ではないかとお答えさせて頂きましたけれども、確認いたしまして、階段状になった部分だと。線が重なって太くなっているということです。合わせてご説明させて頂きました。フリーゾーンの東側の上と下が太い黒になって、間が白くなっておりますその太い部分が階段状になっていると、あるいはフリーゾーンの西側がずっと階段状になっているということをございます。

○武内委員 前にもフリーゾーンでお尋ねしたんですけれども、深い岸壁の部分がほぼ中央部にあつて、今考えておられるのは一番南の方に集積的な広場を考えておる、みたいなことを言われてたんですけれども、その辺は同じような考え方なんですか。

○東都市計画課長 例えばという言い方でよいのか分かりませんが、約5,000平方メートルの救援物資集積拠点用地としてこれだけの面積を確保するというございますので、施設との関係、あるいは平常時使う、緑地になるのか何になるのか分かりませんが、そういったことも含めてですね、非常時の利用勝手と平常時の利用勝手両方合わせた提案がございましたら、先の部分の5,000でないことにはならないのかなと思いますけれども。一定場所を示す必要がございますので、先の方でという形にはさせて頂きましたけれども、より有効な計画がございましたらこれにこだわるものではないと思うんです。

○武内委員 あと、今の滞在型施設を考えておられるのは、賃貸的になるんですか、それとも土地を売却する形になるのか、そのへんは大体決まっておるんですか。

○東都市計画課長 底地の話ですか。企業庁さんの売却という形で。

○帰山委員 資料32ページの土地利用案の中で、フリーゾーンの区域面積としてですね、約4ヘクタール、護岸敷きを含む、となっているんですけども、先ほど出てましたようにコンクリート護岸の階段状になっている部分ですが、これも含めて売却をされてしまうということなんですか。

○林都市建設部参事 売却の範囲は当然護岸敷は省いております。港湾の管理施設ですので。実際の面積は恐らく2.7ヘクタールぐらいだと思います。

○帰山委員 護岸敷で、例えば尼崎港湾さんが管理するとした時に、一般の市民はそこには立ち入れるようになるのか、それとも何か、この釣りとかされる方とか散歩される方とか、様々な方が護岸をぐるっと回ってそれを利用できるのかということはどうなんでしょうか。

○林都市建設部参事 これから提案競技ということで、どんな提案がされるかわからないですけど、基本は、先ほど申し上げました港湾の管理施設については、今と同じ形態で出入りは可能かと思います。ただ、フリーゾーンの敷地の中については周囲をどうされるのかちょっと分かりませんが、釣りをされてる方、散歩されてる方の通路部分になるコンクリート部分ですね、これは自由使用という形になるかと。

○**帰山委員** この南芦屋浜の埋立て部分一番南端のところ、ベランダと呼ばれて、多数の釣りの方がですね、市内市外含めてたくさん来られると。今回のこのフリーゾーンのところが釣れるのか釣れないのかよく分かりませんが、もし仮に何か魚が回ってよく釣れるということになった時に、多数来られたりとか、夜間とか早朝とか押し寄せるといようなことにならないかなと。やはり護岸ですから、ちょっとした大きなうねりが来て波が打ち上げて危険なところもありますしね、大阪湾の方でも各地ですね、護岸に本来立ち入らないようなフェンスをしても、それを乗り越えてとか、破って中に入って釣りをするような、そういう人も一部出ているようなこともありますから、その辺の管理を、どういうふうにしていくのか、十分詰めてやらないと、折角のこの芦屋らしい海洋型のリゾートみたいなことをもし考えていても、そうならない可能性も出てくるので、その辺は十分、県それから事業者のほうも協議をしながら進めていって頂きたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○**福井委員** 先ほど、救援物資集積拠点のことに關して武内委員からお尋ねがあった件で関連になるんですけども、この5,000平方メートルというところで、先ほどのお答のこの用地の用途についてどうされるかということで、非常用であったりまた平常時でもどちらにも有効に使えるようにというふうなお答だったかと思うんですけど、5,000平方メートルというのは、例えば非常時に稼働させるとなった場合に根拠的なもので、人口比に対していくつぐらい確保しなければならないとか、そういったところの規則というのはいかなるんですかね。

○**林都市建設部参事** 基本的には港湾法の規則で、ここは水深8メートル近くありまして、大体5,000トン級ぐらいの船舶が緊急避難路として物資を運べると。その深さから、面積が港湾法の規則で決まっております。

○**福井委員** この地域ですけど、地区計画のところでもマリーナ地区ということで、賑わいを活かした施設であったり、もう一つは、耐震強化護岸を活用した災害時の救援物資集積拠点という二つの用途を打ち出されていますよね。それで私が思いましたのは、今後、この場所、集積所に関してなんですけれども、例えば東日本大震災が起こった時に、この集積所の問題といったところに触れますと、結構容積不足であったりとか、あと配給システムがすごくスムーズにいかなかった、機能不全になったとか、いろんなどころからそういう課題も出されてるということを何かで見たことがあるんですね。そういうことも踏まえた上で、ここを芦屋市としての集積拠点使用地として打ち出すのであれば、そういったことの問題点とかも課題とかも、しっかりと教訓なども活かしながら、しっかりしたものにしなければいけないものじゃないかなというふうに思うわけなんです。ですので、そのあたりと、あと隣接して滞在型の賑わいのものという、一つのところに二つの面というか、顔を持つんじゃないですけど、用途的なものが、どういうふうによく動いていくんだろうなというのが、私の中で整理ができなかった部分なんですけど、そのあたりについてはどういうふうにお考えでいらっしゃるかというのをお尋ねしたいと思います。

○林都市建設部参事 集積の基地については、もう既に防災安全課がつくってます「地域防災計画」にここは謳われておりますので、この土地はどうやって確保するんだという事で、企業庁と協議を進めてきました。提案競技の中で、今の5,000平方メートルの用地の確保と、それに繋がるドックですね、これについては先ほどございました護岸壁以外の敷地の中で確保して頂くという条件を、私どものほうから企業庁に申し上げてまして、それを募集要項に明記して頂く、というふうにしてございますので、通路と用地は確保して頂く、ということにしてございます。ただ、平常時は我々がその土地を管理するわけではございませんので、事業者のほうで管理して頂く。緊急時にそういった避難路、あるいは救援物資の集積基地として利用するという事について、協定みたいなものを結ぼうかなというふうを考えてございまして、それを募集要項の中で明記して頂くことで、採用要件に入れてもらうというふう考えてございます。耐震性護岸につきましては、140メートルぐらいの延長であるんですけれども、そこについてはおそらく、相当な震度のものがきても大丈夫だという設計をして頂いておりますけれども、そこに繋がる護岸はどうだということについては、まだわからないところがあるんですけれども、護岸から離れた敷地の中で道路を確保して頂くことによって、被害は少なくなるのかなというふう考えております。

○福井委員 今のご説明でなんとなく解りました。どちらも、滞在型施設でも防災に関しての物も一緒に持ってきてもといったところで、決して否定をするものではないんですけども、やはりこの非常時であったり平常時であったりといったことで、災害のときの対策に関してのことで今後使われていくということであれば、やはりしっかりと機能するものでなければならないといったところを申し上げたいなと思われましたので、質問しました。ですのでそのように、もし今後いいように進めていく中で、そういったことも考慮して頂けたらというふうをお願いいたします。以上です。

○中島委員 結構水深があるので、というお話からですね、もしかしたらとんでもないことを聞くようなんですけれども、とん譲与税が発生するようなことなんていうのは難しいのかななんてちょっと思っていたこともあったりしたんですけども、水深が結構あるということなので、そういうのってどうなのかなあと思ったら。とん税の概要というところでは、外国の貿易船になってしまっているんで、貿易船ということではないですけども、例えばこの滞在型のリゾート施設ということに関係するとね、例えば建物ではなくて、大きな船ですよ、そういったものをここに常設するのか、係留するのかということも含めて、例えばそのようなことが可能なかなということをお聞きしてもいいでしょうか。

○林都市建設部参事 市としてはなんとも答えづらいです。

○羽尾委員 5,000トン級ぐらいなんですよ。じゃあそんなたいして大きなものは着かない。

○林都市建設部参事 ただ、頻繁に出入りするのかどうかということにはなっていないと思いますけれども。コンペの中でね、例えばそういう船舶を利用した、という計画が出

れば、それはそれで考えないとだめだと思えるんですけど。今我々はあくまでも耐震性護岸の緊急時の船舶しか考えてございません。

○羽尾委員 陸上の利用はね、そういうふうに考えてらっしゃったと思うんだけど、ここは港湾ですから、水深とかいうものの管理、土砂の堆積というのは、ここはあんまり考えにくいところですか。河口だと結構、何年かに一遍浚渫しなければいけないとか、いろんな問題あるんですね。もしそういうことなら、非常時に船が来て、底が浅くて入れないと、そういうようなこともありうるんでね。だから陸上のことの利用はいいけれど、要は船がちゃんと着けるようなことをやるのは、誰の責任なんですか。港湾管理者ですか。

○林都市建設部参事 市がお願いして港湾管理者に浚渫をして頂くことになります。

○阪出委員 これは尼崎西宮芦屋港という主要な港湾になりますので、港湾法に基づいた、例えば水深を維持するとか、そういうのはちゃんと県のほうでやっています。

○羽尾委員 僕が知っていることではね、高砂西港はどうですか。あれも県の港湾でしょう。浚渫しましたか、してないでしょ。全部事業者、港湾に面する事業者に金出させて、全部県のお金一銭も使わずに浚渫させたじゃないですか。だからね、そういうことで、問題なのはお金なんですよ。管理していくのにお金がかかるということが言いたいんですよ。だからそれは県がやるのであれば、そのことはちゃんとやってもらったらいけども。

○阪出委員 高砂西港は、多分、PCBとかそういう汚染物質とかそういうことであるのかと思いますが、すみません私もちゃんとした情報がありませんので。ただ、港湾の基本的な水深を維持するのは港湾管理者の仕事なので。ここでの議論にそぐわないのではないですけども、それについてはまた、別途説明させていただきます。

○近藤会長 今後の大雑把な企業庁のコンペも含めてのタイムスケジュールはまだ決まらないですか。

○東都市計画課長 確定ということではないですけども、今年中には募集をかけたいなというふうには聞いております。

○近藤会長 他よろしゅうございますか。ではこのあたりにしたいと思います。

○白井都市計画係長 続きまして、地区計画の変更の内容について説明させていただきます。順番逆になりましてもうしわけございません。説明事項としまして、阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）地区計画の変更（芦屋市決定）都市計画南芦屋浜地区地区計画の変更について、説明をさせていただきます。続きまして都市計画課の白井です。よろしくお願いたします。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。それでは、事前にお配りしております資料の、インデックス②からが、これより説明をさせていただきます。南芦屋浜地区地区計画の変更に関する内容となっております。

まず、資料21ページをご覧くださいませでしょうか。こちらが理由書でございますが、この南芦屋浜地区の地区計画につきましては、平成13年3月に当初の都市計画決定をしてから、まちづくりの進捗に合わせ、これまで計6回の変更を行っております。今回

も同様に、地区整備計画が定められていない区域のうち、土地利用計画が確定された地区につきまして、地区整備計画区域を新たに追加するとともに、当該地区に係る、区域の整備・開発及び保全の方針を一部変更し、また、景観への配慮ならびに周辺との調和を図るため、地区整備計画の中で、建築物の高さの最高限度を設ける内容に変更するというものでございます。今回、変更、追加する区域につきましては、資料26ページをご覧ください。A3横長の図面になりますが、表の上部に、地区計画整備計画区域、変更前後比較図ということで、下半分に地区計画の区域を変更前後という形で並べて図示しておりますもので、左側が変更後、右側が変更前ということになりますが、この中で、赤枠で囲まれた部分が、今回新たに追加を行おうとする区域になってございます。同様に、上半分が地区計画の区域と面積についての表でございまして、こちらにつきましても、左側が変更後ということで、今回の変更は、マリーナ地区といたしまして、先ほどの議題でもご説明をさせていただきました内容でございまして、市民意見募集としてご意見を伺いました区域であります、フリーゾーンの部分、約4.2ヘクタールを、新たにマリーナ地区として追加するものでございます。このフリーゾーンにつきましても、これまでの審議の中でも触れさせて頂いているところでございまして、今後、兵庫県企業庁によりまして、事業提案競技が実施され、都市計画マスタープランおよび潮芦屋プランの方針に沿った、マリーナを活かしたにぎわいとなる施設の誘致が行われる予定となっております。また、施設整備にあたりましては、フリーゾーンにございます耐震強化護岸を含めまして、災害時の対応として活用ができるよう整備が図られるものとなっております。新たに追加する区域に関する説明は以上でございまして。

続きまして、区域の整備・開発及び保全の方針について、今回の変更を行ないます内容を説明させていただきます。資料の13ページにございまして、計画書をご覧ください。表の中段あたりから下が、土地利用の方針となっております。この中で地区毎の土地利用の方針を定めているものでございまして、このうち6番目のマリーナ地区、フリーゾーンの区域を追加する地区でございまして、こちらの土地利用の方針の内容についても変更を行おうとするもので、ゴシック体で表記している部分が変更箇所となります。それから、次のページになりますが、資料の14ページをご覧ください。同じく、区域の整備・開発及び保全の方針の中で、中段以降が、建築物等の整備の方針となっております。そのうち、5番目のところがマリーナ地区についての内容でございまして、こちらにつきましても、ゴシック体で表記している部分が変更箇所となります。

この2点の変更でございまして、変更前の内容といたしましては、恐れ入りますが、資料の22ページをご覧ください。こちらの変更前後対照表で、今回の変更部分についての記載をさせて頂いております。赤字で表記しておりますところが、変更後の内容となっております。今、説明をさせて頂いております、区域の整備・開発及び保全の方針につきましても、一番上の表の部分となりますが、こちらで、まず、土地利用の方針につきましても、変更前の記載でございまして、「マリーナ付帯施設や」とあり、

「当面」から以降のくだりとなりますが、「イベント広場等として活用し、街の成熟に合わせ仮設性を含んだフリーゾーンの地区とする。」としておりまして、まだ土地利用が確定していない中での暫定的な利用ということでの、方針を定めているという内容になっております。これにつきまして、先ほどの議題の内容になりますが、フリーゾーンの土地利用について県企業庁との協議が一定整いましたことによりまして、この度市民意見募集を実施させて頂いたところですが、その中のフリーゾーンの土地利用案につきましては、都市計画マスタープランおよび潮芦屋プランの土地利用方針を踏まえた内容といたしまして、ご意見を伺ったところでございますが、今回、このフリーゾーンを含みます、マリーナ地区の土地利用の方針につきましても、同様に、この内容、趣旨に沿った形ということで変更するものでございまして、変更後としましては、赤字下線の部分になりますが、「マリーナ関連施設や、マリーナを活かした賑わいとなる施設により、活気のある都市空間を形成する地区とする。また、耐震強化護岸を活用した災害時の救援物資集積拠点とする。」という内容に変更をしております。また、建築物等の整備の方針についても、今回の変更により、赤字下線部の表現に改めさせて頂いております。

次に、地区整備計画の変更内容でございますが、資料の18ページをご覧ください。見開きの資料となりますが、この中で、左側に記載しておりますように、建築物等に関する事項についてで、中段の少し下あたりになります。建築物の高さの最高限度という項目がございます。今回、フリーゾーンの区域を追加いたします。マリーナ地区につきましては、これまで高さの制限は設けておりませんでしたので、これにつきまして、新たに制限を設けようとするものです。なお、この理由および考え方につきましては、先ほどの市民意見募集の議題の中でも、説明をさせて頂いており、繰り返すこととなりますので恐れ入りますがここでは省略させて頂きたいと思っております。内容といたしましては、現在のマリーナ地区の範囲を含めまして、建築物の高さの最高限度を40メートルとするということで、新たに制限を設けるものでございます。それから区域の面積についてですが、冒頭にも申し上げましたように、フリーゾーンの区域、4.2ヘクタールを追加することによりまして、マリーナ地区の面積が6.8ヘクタール、地区整備計画の区域面積が全体で117.5ヘクタールにそれぞれ増加ということになりますので、地区整備計画の面積の記載につきましても変更をしております。計画書の変更および制限内容の追加に関する説明は以上となります。

最後に今後のスケジュールにつきまして説明をさせていただきます。資料27ページをご覧ください。本日の都市計画審議会以降の予定となりますが、11月上旬より2週間、条例に基づく案の縦覧を行います。その後、12月上旬に都市計画審議会を開催させて頂き、12月中旬から2週間、開始の時期によりましては、年末年始の時期に差しかかるということになりますので、予定としましては1月上旬まで都市計画法に基づく縦覧を行いまして、その後、2月の都市計画審議会で諮問をさせて頂く予定としております。なお、次回の審議会においてでございますが、今回、地区計画で追加する

フリーゾーンの区域と併せ、低層住宅地区の部分を含めまして、南芦屋浜地区での用途地域等の変更についても、ご審議を頂き、地区計画同様、2月に諮問をさせて頂きたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。ただ今の地区計画の変更につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願ひいたします。

○山村委員 南芦屋浜のほうは、県の方針がどんどん変わってきているというのが何回かありますよね。今後そういうふうなことがもう無いのかな。

○林都市建設部参事 今説明しましたように、126ヘクタールのうちの約117.5というのがほとんど決まってきましたので、残りの土地がわずかということとなっております。基本的に、市の都市マスとそれから企業庁の潮芦屋プランと突合しながら整備を図ってますので、今後大きく変わるようなことは無いと考えてます。

○いとう委員 説明を頂きまして、建物の高さなんかはかなり努力して頂いてるよう理解をいたしますし、評価をさせて頂きたいなと思うんですけども、一応マリーナ地区という名前で上がっておりまして、18ページを見せて頂くと、建物の制限だとかも載っておるんですけども、これを見る限りではマリーナ地区としての特徴というか、そういうものがあまり見受けられないかなという気がしておるんです。説明の中にもね、22ページのほうを見させて頂くと、マリーナ機能や賑わいを形成しますというような文言があるんですけども、実際マリーナ地区に建物を建てたりだとかする時に、何かそのマリーナっぽいというか、そういうのが特徴付けられるような建物を目指して頂けるような文言というか、道しるべみたいなものが入った方が、面白いのかしらと思うんですけども、そのあたりは難しいんでしょうかね。

○東都市計画課長 今回お願ひしておりますのは地区計画の変更ということですので、先ほどのパブコメのところでも若干説明しましたが、ここは景観条例に基づく景観形成地区に指定されておりまして、景観上からみたマリーナとか潮芦屋全体のあり方というのが定義されておりまして、ですから地区計画としてはこういう形で、規制という部分について地区計画の役割分担をしておりますけれども、いとう委員のおっしゃるような、南芦屋浜は魅力があって、各々の地区でどうあるべきかというのは、基本的には景観形成地区の中で謳っておるというように理解しております。

○いとう委員 この部分では出てこないけれども、他の箇所ですっかりと担保して頂いているということで理解をいたしますけれども、そもそも論に戻りますけれどもね、元々以前は第一種住居地域だったんですよね。で、どういう経緯でマリーナ地区に変わることになったんだったんでしょうかね。

○近藤会長 用途地域はまだ変わってないですよ。今から変える方向で。

○いとう委員 今から変えるのは、どういう経緯でお話が進んだんでしたんでしょうかね。

○東都市計画課長 マリーナとセンター地区については、近隣商業ということになっておるんですけども、マリーナを管理する部分ですね、船舶を修理する施設が当然要るわ

けですけれども、芦屋の特徴といたしましうか売りといたしましうか、その中で工業系の用途地域が無いというのが一つのコンセプトでございますので、その中で工場としては小さいものしかできませんけれども、それも芦屋マリーナでは我慢して頂いて近隣商業という形の用途として、その延長線上でマリーナ地区については今後の予定では近隣商業の用途地域の変更をまたお願いするということになるということ。

○近藤会長 次の12月にあるということですか。コンペは年内にあるということですか。こっちはこっちのスケジュールで進みつつ、コンペはコンペでやると。こっちの結果を受けてではないのですね。

○東都市計画課長 結果を受けないと進めないような条項があればそういうスケジュールの調整はさせていただきますけれども、一定目処が立つということがあれば致し方がないかなと。

○武内委員 今のお話では、用途地域の話があるということですが、その変更があり得るといっても、近隣商業よりももっと商業的にするということもあり得るといいますか。

○東都市計画課長 パブコメの内容で近隣商業の予定であるということにしておりますので、商業地域にはする予定はございません。

○近藤会長 もう32ページの案でアンケートをとっていますので、ご覧頂いたら近隣商業になっておりますので、今からは変えづらいのでは。

○東都市計画課長 変えられないですね。

○福井委員 14ページなんですけれども、土地利用の方針の一番最後のところに「原則として0.5メートルを超える現状地盤面の変更は行わないとする」と明記がございまして、やむを得ない場合には認める場合もあるという点なんですけど、ちょっとこのへんよくわからないんですが、それを認めるような場合は具体的にどういったことが想定されるのかというのはあるんですか。あえて一文が入っているので、何かあるのかなと思ったりしたんですけれど。

○東都市計画課長 具体的な想定は無いんですけれども、例えば今のこの時点で考えられるもので津波対策としてですね、そういう施設を設けるであるとか、あるいはそういった地盤の高いものでないといろんな機能として果たせないような部分があるんでしたら、そういう場合については、やむを得ないという項目を設けておかないとですね、基本的には埋め立て地ですから、若干の勾配はあろうかと思えますけれども、フラットな土地ですので、意図的に土盛りをされてですね、日照等の被害を北側に与えるようなことの無いようなということで50センチ以上の地盤の変更を認めないとしております。ですから南芦屋浜全体のなかで、土盛りをすることによってより機能を増すようなことがあればそれは認めていかないと、ということの、もしもの場合を想定した内容ということなんです。

○近藤会長 よろしいでしょうか。2時間経過しましたので、今日はこのあたりにしたいと思います。それでは、事務局からご案内等お願いします。

○事務局（東） さきほどのスケジュールでも申しあげましたとおり，第4回の都市計画審議会を12月上旬にお願いする予定になっておりますので，また連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○近藤会長 ではこれにて終了とさせていただきます，ありがとうございました。

— 閉 会 —